

## ○金沢大学未来知実証センター管理及び使用内規

### (趣旨)

第1条 この内規は、金沢大学施設等管理及び使用計画規程に基づく使用の許可を受け、管理・使用する未来知実証センター（以下「施設」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 施設は、金沢大学(以下「本学」という。)における融合研究及び実証研究並びに 産学官連携の推進、本学の研究シーズ(本学に属する知的財産権及び本学研究者の研究成果(ノウハウを含む。)をいう。)を活かしたスタートアップ創出並びに本学のステークホルダーとの連携・共創に必要な場を提供することを目的として設置する。

### (用途)

第3条 施設は前条の規定に基づき、次に掲げる用途に供するものとする。

- (1) 融合研究の進展及びスタートアップ・共同研究等の社会実装を見据えた研究の深化によるイノベーションの創出に資する活動
- (2) ステークホルダーとの交流・共創の場の創出
- (3) 他の大学・機関と連携した融合研究の支援及び社会実装を見据えた産学官連携活動
- (4) 本学の研究シーズを活用したスタートアップの創出及びその支援に係る活動
- (5) その他、第5条に規定する委員会が必要と認めた活動

### (施設長)

第4条 施設に、施設長を置き、未来知実証センター長をもって充てる。

2 施設長は、施設の管理及び運営を総括する。

### (施設委員会)

第5条 施設の円滑な運営を図るため未来知実証センター施設委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

### (共用教育研究スペース)

第6条 施設に、金沢大学施設等管理及び使用計画規程第5条第4項に規定する共用教育研究スペースを置く。

2 前項の共用教育研究スペースに関する必要な事項は、施設長が別に定める。

### (事務)

第7条 施設に関する事務は、社会共創推進部において処理する。

### (雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、施設に関し必要な事項は、施設長が別に定める。

## 附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。